

## 要介護認定等の資料の本人の同意に基づく提供に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の事務において取得する資料について、介護保険の被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）が心身の状況及び生活環境等に応じた適切な福祉及び医療のサービスを受けることができるよう、船橋市個人情報保護条例（平成17年条例第6号）第14条第1項第2号に規定の本人の同意に基づく個人情報の提供を介護保険事業所及び主治医に行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「資料」とは、要介護認定等に係る認定調査票及び主治医意見書をいう。

2 この要綱において「被保険者」とは、現に船橋市の介護保険被保険者である者及び過去に船橋市の介護保険被保険者であった者をいう。

3 この要綱において「居宅介護支援等」とは、介護保険法に基づく居宅介護支援、介護予防支援、施設サービスその他のサービスをいう。

### (介護保険事業所への情報提供)

第3条 被保険者と居宅介護支援等の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護保険事業所は、市長に対し、当該被保険者に係る資料の提供の申し出をすることができる。

### (介護保険事業所による申し出の手続き)

第4条 介護保険事業所による提供の申し出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「提供申し出書」という。）を市長に提出してしなければならない。

- (1) 申し出をする介護保険事業所の名称及び所在地
- (2) 被保険者の被保険者番号、氏名及び住所
- (3) その他資料を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、申し出をする介護保険事業所は、当該被保険者が提供に同意していることを示す書面を提出しなければならない。ただし、要介護認定等の申請書その他市が取得した文書において、当該被保険者の同意の意思が確認できる場合は、提出を省略することができる。

3 第1項の場合において、申し出をする介護保険事業所は、当該被保険者と居宅介護支援等の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定していることを示す契約書その他の書類を提出し、又は提示しなければならない。

4 第1項の場合において、申し出をする介護保険事業所は、次の各号を遵守することを示す書面を提出しなければならない。

(1) 提供を受けた資料は、居宅サービス計画、施設サービス計画その他の計画の作成及びそれに基づく支援を目的として、本人の同意を得た範囲内で使用すること。

(2) 提供を受けた資料の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。

(3) 個人情報の安全管理が図られるよう、提供を受けた資料を取り扱う者に対して必要かつ適切な監督を行うこと。

(4) 提供を受けた資料を保有する必要がなくなったときは、適切な方法で速やかに破棄すること。

(5) 市から資料の返還を求められたときは、既に破棄した場合を除き、速やかに返還すること。

(6) 上記の遵守事項に反したときは、速やかに市に報告すること。

(介護保険事業所への提供の実施)

第5条 市長は、介護保険事業所から申し出があったときは、当該被保険者が提供に同意する資料を提供するものとする。

2 前項の場合において、市長は、船橋市個人情報保護条例第20条、第21条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、準用する条文中「開示請求者」とあるのは、当該被保険者本人をいう。

3 第1項の場合において、主治医が主治医意見書の提供に同意していないときは、主治医意見書の提供は行わない。

4 第1項の場合において、前条第4項の遵守事項に反したことがある介護保険事業所など、提供を受けた資料が適正に取り扱われない恐れがあるときは、資料の提供を行わないことができる。

5 資料の提供は、写しの交付により行うものとする。

6 資料の写しを受領する介護保険事業所の従業員等は、当該介護保険事業所の従業員等であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

(介護保険事業所の費用の負担)

第6条 資料の写しの交付を受ける介護保険事業所は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(主治医への情報提供)

第7条 被保険者について主治医意見書を作成した主治医は、市長に対し、当該主治医意見書を審査資料として判定した当該被保険者の要介護状態区分等及び認定有効期間の情報提供の申し出をすることができる。

(主治医による申し出の手続き)

第8条 主治医による提供の申し出は、主治医意見書への記載その他の方法により行うも

のとする。

(主治医への提供の実施)

第9条 市長は、被保険者について主治医意見書を作成した主治医から申し出があったときは、当該主治医意見書を審査資料として判定した当該被保険者の要介護状態区分等及び認定有効期間の情報提供をするものとする。

2 前項の場合において、当該被保険者が主治医への情報提供に同意していないときは、情報の提供は行わない。

3 主治医への情報提供は、要介護状態区分等及び認定有効期間を記載した書面の交付により行うものとする。

(主治医の費用の負担)

第10条 主治医への情報提供について、費用は徴収しない。

附則

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

2 居宅介護支援事業所等に対する要介護認定等に係る資料の提供に関する要綱は、廃止する。

3 この要綱の施行の際、前項の規定による廃止前の居宅介護支援事業所等に対する要介護認定等に係る資料の提供に関する要綱により覚書を締結している介護保険事業所は、平成24年6月30日までの間、この要綱の規定にかかわらず、従前の例により申し出をすることができる。